

令和2年職員の月例給に関する報告の概要

報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.02\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の420事業所から104事業所を無作為抽出し、常勤従業員※の本年4月分の給与月額等について調査（調査完了率85.3%）

※ 雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）

2 民間給与との較差

事務・技術関係の職務に従事する職員との民間従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者の4月分給与を比較（ラスパイレス方式）

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
360,414円	360,504円	$\Delta 90$ 円（ $\Delta 0.02\%$ ）

※ 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

※ 本年度の新規学卒の採用者等を除く職員の平均年齢42.5歳、平均経験年数20.3年

3 本年の月例給の改定

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

<参考>

1 ボーナス（特別給）の改定（令和2年10月23日勧告）

民間の特別給の支給割合（4.44月分）を考慮し支給月数を引下げ（4.50→4.45月分）

引下げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告を踏まえ期末手当の支給月数に反映

2 過去の給与勧告の状況

※本人事業委員会の発足は平成19年

	月例給		期末・勤勉手当	
	公民較差	較差率	年間支給月数	対前年比増減
平成19年	542円	0.15%	4.45月	—
平成20年	62円	勧告なし	4.45月	—
平成21年	△ 570円	△ 0.16%	4.15月	△ 0.30月
平成22年	△ 528円	△ 0.15%	3.95月	△ 0.20月
平成23年	△ 30円	勧告なし	3.95月	—
平成24年	82円	勧告なし	3.95月	—
平成25年	△ 476円	△ 0.13%	3.95月	—
平成26年	1,425円	0.40%	4.10月	0.15月
平成27年	1,158円	0.32%	4.20月	0.10月
平成28年	519円	0.14%	4.30月	0.10月
平成29年	△ 646円	△ 0.18%	4.40月	0.10月
平成30年	1,262円	0.36%	4.45月	0.05月
令和元年	434円	0.12%	4.50月	0.05月
令和2年	△ 90円	勧告なし	4.45月	△ 0.05月

3 人事院報告の内容

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。